第七十二条の三十九の二第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の三第一項中「第六十六条の四第十五項第一号」を「第六十六条の四第十七項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の四第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第七十二条の三十九の五第一項中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第七十二条の四十九中第十二項を第十三項とし、第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、同条第九項中「第七項前段」を「第八項前段」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項ただし書」を「第七項ただし書」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　前項の規定による更正の請求をしようとする法人は、その請求に係る更正前の第二十条の九の三第六項に規定する課税標準等又は税額等、当該更正後の同項に規定する課税標準等又は税額等その他参考となるべき事項を記載した更正請求書を関係道府県知事に提出しなければならない。

第七十二条の四十九を第七十二条の四十八の二とし、同条の次に次の一条を加える。

（虚偽の更正の請求に関する罪）

第七十二条の四十九　前条第五項に規定する更正請求書に偽りの記載をして関係道府県知事に提出した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務又は財産に関して、前項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人に対し、同項の罰金刑を科する。

3　人格のない社団等について前項の規定の適用がある場合においては、その代表者又は管理人がその訴訟行為につき当該人格のない社団等を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第七十二条の四十九の五の見出しを「（総務省の職員の法人の事業税に関する調査に係る質問検査権）」に改め、同条第一項中「第七十二条の四十九第七項又は第八項の」を「第七十二条の四十八の二第八項又は第九項に規定する」に改め、「指定する者」の下に「（以下この条から第七十二条の四十九の十までにおいて「総務省指定職員」という。）」を加え、「検査する」を「検査し、若しくは当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求める」に改め、同条第三項中「当該職員」を「当該総務省指定職員」に改め、同条第四項中「第一項」の下に「及び前項」を加え、「質問又は検査」を「総務省指定職員」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　総務省指定職員は、政令で定めるところにより、第一項の規定により提出を受けた物件を留め置くことができる。

第七十二条の四十九の十四を第七十二条の四十九の十八とする。

第七十二条の四十九の十三第二項中「第七十二条の四十九の八第一項」を「第七十二条の四十九の十二第一項」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同条第四項中「第七十二条の四十九の十一」を「第七十二条の四十九の十五」に改め、同条を第七十二条の四十九の十七とする。

第七十二条の四十九の十二を第七十二条の四十九の十六とする。

第七十二条の四十九の十一中「第七十二条の四十九の七」を「第七十二条の四十九の十一」に改め、同条を第七十二条の四十九の十五とする。

第七十二条の四十九の十を第七十二条の四十九の十四とし、第七十二条の四十九の九を第七十二条の四十九の十三とする。

第七十二条の四十九の八第十一項中「第七十二条の四十九の十第一項」を「第七十二条の四十九の十四第一項」に改め、同条を第七十二条の四十九の十二とする。

第七十二条の四十九の七を第七十二条の四十九の十一とする。

第七十二条の四十九の六第一項第一号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に改め、同項第二号を次のように改める。

二　第七十二条の四十九の五第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応ぜず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者

第七十二条の四十九の六第一項第三号中「前条第一項」を「第七十二条の四十九の五第一項」に、「総務省の職員」を「総務省指定職員」に改め、第二章第二節第二款中同条を第七十二条の四十九の十とする。

第七十二条の四十九の五の次に次の四条を加える。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の事前通知等）

第七十二条の四十九の六　総務大臣は、総務省指定職員に前条第一項第一号に掲げる者（以下この条から第七十二条の四十九の八までにおいて「納税義務者」という。）に対し実地の調査において前条の規定による質問、検査又は提示若しくは提出の要求（以下この条及び第七十二条の四十九の八において「質問検査等」という。）を行わせる場合には、あらかじめ、当該納税義務者について税務代理人（税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）第三十条（同法第四十八条の十六において準用する場合を含む。）の書面を提出している税理士若しくは同法第四十八条の二に規定する税理士法人又は同法第五十一条第一項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第三項の規定による通知をした弁護士法人をいう。以下この項、第七十二条の四十九の八第三項、第七十二条の六十三の二第一項及び第七十二条の六十三の四第三項において同じ。）がある場合には、当該税務代理人を含む。）に対し、その旨及び次に掲げる事項を通知するものとする。

一　質問検査等を行う実地の調査（以下この条において単に「調査」という。）を開始する日時

二　調査を行う場所

三　調査の目的

四　法人の行う事業に対する事業税に関する調査である旨

五　調査の対象となる期間

六　調査の対象となる帳簿書類その他の物件

七　その他調査の適正かつ円滑な実施に必要なものとして政令で定める事項

2　総務大臣は、前項の規定による通知を受けた納税義務者から合理的な理由を付して同項第一号又は第二号に掲げる事項について変更するよう求めがあつた場合には、当該事項について協議するよう努めるものとする。

3　第一項の規定は、総務省指定職員が、当該調査により当該調査に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項以外の事項について課税標準額の更正又は決定及びその分割の調査のために必要があることとなつた場合において、当該事項に関し質問検査等を行うことを妨げるものではない。この場合において、同項の規定は、当該事項に関する質問検査等については、適用しない。

（事前通知を要しない場合）

第七十二条の四十九の七　前条第一項の規定にかかわらず、総務大臣が調査の相手方である納税義務者の過去の調査結果の内容又はその営む事業内容に関する情報その他総務大臣が保有する情報に鑑み、違法又は不当な行為を容易にし、正確な事実の把握を困難にするおそれその他法人の行う事業に対する事業税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認める場合には、同項の規定による通知を要しない。

（総務省の職員の法人の事業税に関する調査の終了の際の手続）

第七十二条の四十九の八　総務大臣は、法人の行う事業に対する事業税に関する実地の調査を行つた結果、課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない場合には、納税義務者であつて当該調査において質問検査等の相手方となつた者に対し、その時点において課税標準額の総額の更正若しくは決定又は分割基準の修正若しくは決定の必要があると認められない旨を書面により通知するものとする。